

I 聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校の概要

1. 聖隷の起こり

20世紀の初頭、結核は不治の伝染病として人々に忌み嫌われ、結核に罹患した人は不当な差別を受けていました。1930(昭和5)年、浜松在住の長谷川保をリーダーとするクリスチャンの青年たちが、家族から見放され、行き場を失い、絶望的になっている結核患者に手をさしのべました。青年たちは小さな病舎を建て結核患者を看取り、寝食を共にして身体面だけでなくこころのケアも行いました。病舎は青年たちの手で無償無私の奉仕により建てられ、「ベテル・ホーム」(ヘブライ語で「神の家」という)と名づけられました。

さらに1949(昭和24)年、聖隷保養農園の園長であった長谷川保は、第二次世界大戦に敗れ荒廃した日本の復興には青少年の教育が大切であるという信念のもとに聖隷学園の源流である「遠州キリスト学園」を開設しました。当初は三方原の農村の青年たちに物理や化学、英語、絵画、歴史、聖書などの啓発教育がなされ、それはアカデミックなものだったといわれます。学園の校舎もベテル・ホームと同様に保養農園の青年たちの奉仕によって建てられました。

聖隷は、このような「ベテル・ホーム」と「遠州キリスト学園」を源流として、社会のニーズを先取りしながら、現代社会における保健医療、社会福祉、教育という重要な三者の一体的な発展を遂げ今日に至っています。聖隷の事業の発展は、保健医療・社会福祉の分野において日本では他に類をみないといわれています。

2. 聖隷学園のあゆみ

1949(昭和24)年、青少年の啓発のために開設した「遠州キリスト学園」の教育精神は、次の3つでした。

- ①科学的関心を養う(何事についてもなぜかと問う姿勢をもち、考える力を養う)
- ②他人と共同で使うところは清潔・整頓に心がける
- ③キリスト者として、理性で解決できないことも受容する心を養う

以後、聖隷学園はキリスト教精神を基盤にして、社会の動向を見据え、人々のニーズを先駆けて捉えながら発展し、保健医療・社会福祉・教育の分野に有能な人材を育ててきました。1978(昭和53)年に開設した「福祉医療ヘルパー学園」は1987(昭和62)年に「社会福祉士および介護福祉士法」が制定される呼び水になりました。また、聖隷クリストファー看護大学は、日本における12校目の看護大学として、1992(平成4)年に開設されました。

「聖隷学園」の発展の経過は以下のとおりです。

1949(昭和24)年	各種学校遠州キリスト学園開設
1952(昭和27)年4月	聖隷准看護婦養成所開設
1959(昭和34)年4月	聖隷准看護婦養成所を聖隷准看護学園と改名
1966(昭和41)年4月	学校法人聖隷学園設立 聖隷学園高等学校(衛生看護科)開設
1969(昭和44)年4月	聖隷学園浜松衛生短期大学衛生看護科(2年課程)開設(入学定員100名)
1974(昭和49)年4月	聖隷学園浜松衛生短期大学第一衛生看護科(3年課程)増設(入学定員50名) 2年課程を第二衛生看護科とする。 聖隷学園高等学校は衛生看護科から普通科に移行
1977(昭和52)年4月	聖隷学園浜松衛生短期大学第一衛生看護科定員増認可(入学定員100名)
1978(昭和53)年4月	福祉医療ヘルパー学園開設(入学定員30名)

1980(昭和55)年4月	聖隷学園浜松衛生短期大学専攻科助産学特別専攻開設(入学定員15名)
1988(昭和63)年4月	福祉医療ヘルパー学園を発展的に解消し、聖隷介護福祉専門学校を開設(入学定員40名)
1992(平成4)年4月	聖隷クリストファー看護大学開設(入学定員100名)
1995(平成7)年3月	聖隷学園浜松衛生短期大学第二衛生看護学科を廃止
1995(平成7)年4月	聖隷学園浜松衛生短期大学第一衛生看護学科を看護学科に名称変更
1998(平成10)年4月	聖隷クリストファー看護大学大学院 看護学研究科看護学専攻(修士課程)開設
2001(平成13)年4月	聖隷学園高等学校を聖隷クリストファー高等学校に名称変更
2002(平成14)年4月	聖隷クリストファー看護大学に社会福祉学部増設(入学定員95名) 聖隷学園浜松衛生短期大学看護学科は看護短期大学部に名称変更 大学は看護学部、社会福祉学部、看護短期大学部の三学部になり、 校名を聖隷クリストファー大学に変更
2003(平成15)年3月	聖隷介護福祉専門学校を発展的に解消し、社会福祉教育は社会福祉 学部継承
2004(平成16)年4月	聖隷クリストファー大学にリハビリテーション学部増設(入学定員80名) 聖隷クリストファー大学大学院社会福祉学研究科(修士課程)増設 聖隷クリストファー大学看護学部定員増(入学定員140名)
2006(平成18)年3月	聖隷クリストファー大学看護短期大学部看護学科を廃止
4月	聖隷クリストファー大学大学院リハビリテーション科学研究科 (修士課程、定員10名)増設
2007(平成19)年3月	聖隷クリストファー大学看護短期大学部専攻科助産学特別専攻を廃 止し、大学助産学専攻科(定員15名)に移行
2008(平成20)年4月	聖隷クリストファー大学社会福祉学部にかども教育福祉学科増設 (入学定員40名) 聖隷クリストファー大学大学院博士後期課程保健科学研究科開設 (入学定員10名)
2009(平成21)年4月	聖隷クリストファー中学校開設
2011(平成23)年4月	聖隷クリストファー大学社会福祉学部を社会福祉学科(入学定員40名)、 臨床介護福祉学科(入学定員40名)及びかども教育福祉学科に改編 聖隷クリストファー大学リハビリテーション学部を理学療法学科 (入学定員30名)、作業療法学科(入学定員30名)、言語聴覚学科(入学 定員25名)に改編 聖隷クリストファー大学大学院を看護学研究科、リハビリテーショ ン科学研究科、社会福祉学研究科の各博士前期課程・博士後期課程 に改編 聖隷クリストファー大学附属クリストファーかども園開設
2013(平成25)年4月	臨床介護福祉学科を介護福祉学科に名称変更
2014(平成26)年3月	聖隷クリストファー大学大学院博士後期課程保健科学研究科廃止、 各研究科博士後期課程に移行
2016(平成28)年4月	聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校開設(入学定員40名) 聖隷クリストファー大学社会福祉学部介護福祉学科入学定員変更 (25名)

3. 聖隷グループ のあゆみ

1930(昭和 5)年に始まったベテル・ホームの活動は、1936(昭和 11)年に聖隷保養農園、1942(昭和 17)年には農園の付属病院開設へと発展しました。当時、実践されていた看護は、

- ①三方原の自然環境を活かした療養環境の調整
- ②科学的根拠を踏まえた個々の患者の生活援助
- ③病いや死の受容への援助

でした。これらの看護は、この時代欧米で結核患者に実践し大きな成果をもたらしていた英国人医師提唱の「肺病療養法」を看護に携わった人たちが勉強し考えた方法によるものでした。第二次世界大戦直後から、国民の社会福祉や医療への要望に応じ訪問看護、医療社会事業が開始されました。

当時としては画期的であったこのような活動は、戦後のわが国の保健医療・社会福祉の分野における先駆的な事業へと受け継がれています。

社会福祉の分野では、わが国の特別養護老人ホームの基礎を築き老人福祉法の制定へと導いた「浜松十字の園」、有料老人ホームの先駆けとなった「浜名湖エデンの園」などがあります。また障害児入所施設「三方原スクエア児童部」、障害者支援施設「三方原スクエア成人部」、医療型障害児入所施設と療養介護事業所との並列の施設「聖隷三方原病院 聖隷おおぞら療育センター」、障害者支援施設および救護施設の「聖隷厚生園」、児童福祉施設の保育園など多方面にわたって社会福祉施設を開設し活動しています。

医療の分野においては、わが国最初のホスピスをもつ聖隷三方原病院、わが国で初めて新生児地域医療システムを備えた聖隷浜松病院など県下有数の総合病院として地域医療の中心的な役割を果たしています。また「聖隷予防検診センター」、「聖隷健康診断センター」を開設し、地域住民の健康の維持・増進、疾病予防の推進活動をしています。さらにわが国の急速な高齢社会に対応して、訪問看護ステーション、ヘルパーセンター、デイサービスセンター、ケアプランセンター等による訪問看護・介護事業や通所介護・居宅介護支援事業が積極的に行われています。

現在、聖隷グループは全国に 300 余りの施設をもつ日本最大の医療・福祉集団に発展し、保健医療・社会福祉の分野で多岐にわたって活動を展開しています。大学がある浜松においては、地域住民の信頼を得て保健・医療・福祉分野における事業の重要な役割を果たしています。

このように聖隷グループは、キリスト教の精神を基盤にして、医療、福祉、教育の分野の人々がお互いに補い、協調しながら発展してきました。聖隷学園は、聖隷グループの一員として、保健医療・社会福祉活動の担い手となる人材を長年にわたって育成しています。

4. 学校名 「聖隷クリスト ファー」の由来

聖隷クリストファーは「聖隷」と「クリストファー」の2つのことばからなり、いずれもイエス・キリストにちなんだ意味がこめられています。

「聖隷」とは「聖なる神の奴隷」を意味しています。新約聖書ヨハネによる福音書第13章には、最後の晩餐のとき主イエスは「夕食の席から立ち上がって上着を脱ぎ、手ぬぐいをとって腰に巻き、それから水をたらいに入れて弟子たちの足を洗い…」とあります。当時人の足を洗うのは奴隷の仕事でしたが、キリストは行動をもって弟子たちに最後の教えを示しました。聖隷学園を創設した長谷川保をはじめとする青年キリスト者たちは、この教えを自分たちの理想の生活と考え、聖なる神の奴隷として生きようと決意し、自らを「聖隷」と呼びました。これが「聖隷」の語源です。

「クリストファーChristopher」は、「キリストを運ぶもの・担うもの」という意味で、3世紀半ば頃の半伝説的殉教者の名前です。クリストファー伝説は、6世紀以後主にライン川流域に広がり、いまなお欧州各地において多くの関心と尊敬を集め語り継がれています。伝説によれば、川の渡し守が、嵐の夜、小さい男の子が向こう岸に渡りたいということで、肩車をして渡すと川中で次第に重くなり、やっとの思いで向こう岸に着いたということです。岸についてみると、それはキリストであったといひます。「重くなった」ということに二つの意味があるといわれています。一つは、この世の人々の苦しみ、悲しさの総量をあらわします。二つには、夜の早瀬や深みを渡るとき、自分より重いものを荷わなければ、自分自身も流れにのみこまれてしまう、ということです。以後キリスト教の精神を担うことの高貴さを表す名称となり、ヨーロッパ諸国に広まりました。

長谷川保は、病気に苦しむ人、障がいをもった人、お年寄りの不安や苦痛、悲しみを理解し、クリストファーがキリストを背負ったように、これらの人々を大事にケアする人が育って欲しいとの願いから「聖隷クリストファー」と命名しました。

5. 学校のシンボル マーク

学校のシンボルマークの外側の二重円は、最後の晩餐のとき主イエス・キリストが弟子たちの足を洗った「たらい」を表しています。内側の三つの円は、聖隷グループが使命とする医療(赤)、教育(青)、福祉(緑)を象徴しています。中央の十字架はキリスト教を示し、聖隷のすべての事業が、キリスト教の精神によって行われていることを示しています。

この図案は、故アルバート・アットウエル博士(アメリカ人 1978～1981年聖隷学園に奉職)により 1980年に聖隷のシンボルマークとして考案されました。



Ⅱ 建学の精神と教育理念

1. 建学の精神と 教育目的、人材養成

聖隷学園は創立以来、キリスト教精神に基づく「隣人愛」を建学の精神としています。

「隣人愛」とは、新約聖書の「心をつくし、精神をつくし、思いをつくして、力をつくしてあなたの神を愛しなさい。自分を愛するようにあなたの隣人を愛しなさい」（マルコによる福音書 12 章 30～31 節）に示された精神です。聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校はこの建学の精神を継承し、介護福祉の知識・技術・価値・理念と、隣人愛の精神が統合された人間教育を行い、自分のことのように他者を考え「愛の実践」ができる介護福祉士を養成します。

マルコによる福音書 第 12 章 28 節～31 節

彼らの議論を聞いていた一人の律法学者が進み出、イエスが立派にお答えになったのを見て、尋ねた。「あらゆる掟のうちで、どれが第一でしょうか。」イエスはお答えになった。「第一の掟は、これである。『イスラエルよ、聞け、わたしたちの神である主は、唯一の主である。心を尽くし、精神を尽くし、思いを尽くし、力を尽くして、あなたの神である主を愛しなさい。』第二の掟は、これである。『隣人を自分のように愛しなさい。』この二つにまさる掟はほかにはない。」

2. 教育目標

聖隷学園は創立以来、キリスト教精神に基づく「生命の尊厳と隣人愛」を建学の精神としてきました。聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校もこの精神を継承しています。聖隷学園において行われてきた介護福祉教育の特色をもとに、専門学校の教育目標を掲げます。

1. 人間理解にもとづき、他者と全人格的な人間関係を深めることができる隣人愛に根差した態度が身につく。
2. 介護対象者の全体像をとらえ、介護の領域に必要な基礎的な知識を身につけ、科学的かつ生活に寄り添った個別ケアを展開することができる。
3. 自己を理解し、だれとでも人間関係を創造できる豊かなコミュニケーション力が身につく。
4. 常に地域や福祉に関心を持ち、介護福祉実践にかかわる問題として考えていくことができる。
5. 保健医療福祉チームの一員として、介護専門職者の役割を認識し、協働してその責務を果たすことができる。

人材養成像

教育理念に基づく教育目標

1. 人間理解にもとづき、他者と全人格的な人間関係を深めることができる隣人愛に根差した態度が身につく。
2. 介護対象者の全体像をとらえ、介護の領域に必要な基礎的な知識を身につけ、科学的かつ生活に寄り添った個別ケアを展開することができる。
3. 自己を理解し、だれとでも人間関係を創造できる豊かなコミュニケーション力が身につく。
4. 常に地域や福祉に関心を持ち、介護福祉実践にかかわる問題として考えていくことができる。
5. 保健医療福祉チームの一員として、介護専門職者の役割を認識し、協働してその責務を果たすことができる。

人材養成像

21 世紀を担う介護福祉実践者の養成

～聖隷の歴史に基づき未来をひらく介護福祉教育～

専門職者像

地域や施設・病院等において、その人らしさを支える介護福祉実践者

《 具体像 》

- ・ 尊厳と隣人愛を大切にした介護福祉実践者
- ・ 「細やかな愛」「親しみ深さ」に溢れた介護福祉実践者
- ・ 人を生かす支援に優れた介護福祉実践者
- ・ 自らの趣味や特技を生かし、他者を豊かに支援する介護福祉実践者
- ・ 社会環境に働きかけ、その人の生活全体を支援する介護福祉実践者
- ・ 自発性、積極性、チーム力に優れた介護福祉実践者
- ・ グローバルな視野に立つ介護福祉実践者

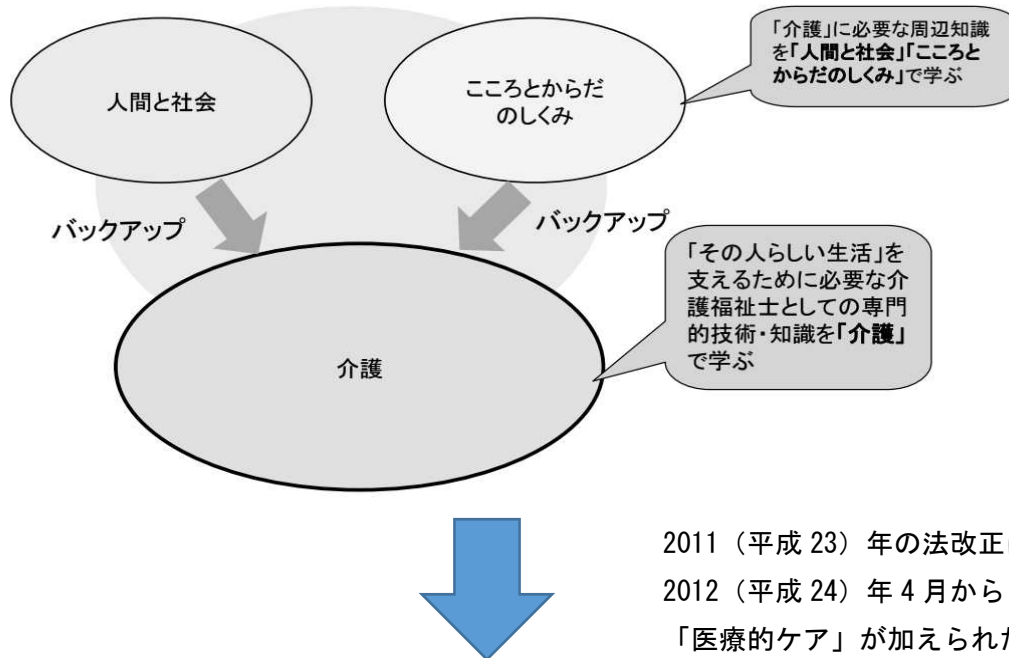
特色となる科目

人間の尊厳と自立、聖隷の理念と介護福祉教育、キリスト教概論
国語表現基礎、情報処理基礎、音楽心理学、健康長寿と運動

介護福祉士教育体系

出典：厚生労働省

介護が実践の技術であるという性格を踏まえ、
 ○その基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「人間と社会」
 ○「尊厳の保持」「自立支援」の考え方を踏まえ、生活を支えるための「介護」
 ○多職種協働や適切な介護の提供に必要な根拠としての「こころとからだのしくみ」
 の3領域に再構成する。



2011（平成 23）年の法改正により、
 2012（平成 24）年 4 月から
 「医療的ケア」が加えられた。

養成課程における「医療的ケア」の追加について



領域	領域の目的		
医療的ケア	医療職との連携のもとで、医療的ケアを安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を修得する。		
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項
	医療的ケア（講義50時間以上）	医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を修得する。	① 医療的ケア実施の基礎 ② 喀痰吸引（基礎的知識・実施手順） ③ 経管栄養（基礎的知識・実施手順） ④ 演習

介護福祉士養成の目標

出典：厚生労働省

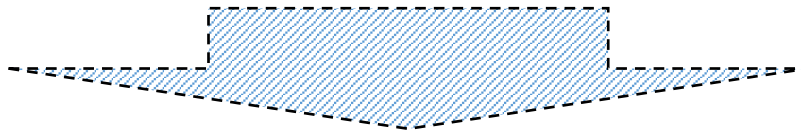
資格取得時の到達目標

1. 他者に共感でき、相手の立場に立って考えられる姿勢を身につける
2. あらゆる介護場面に共通する基礎的な介護の知識・技術を習得する
3. 介護実践の根拠を理解する
4. 介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させることの意義について理解できる
5. 利用者本位のサービスを提供するため、多職種協働によるチームアプローチの必要性を理解できる
6. 介護に関する社会保障の制度、施策についての基本的理解ができる
7. 他の職種の役割を理解し、チームに参画する能力を養う
8. 利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活が送れるよう、利用者ひとりひとりの生活している状態を的確に把握し、自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供できる能力を身につける
9. 円滑なコミュニケーションの取り方の基本を身につける
10. 的確な記録・記述の方法を身につける
11. 人権擁護の視点、職業倫理を身につける



資格取得時の介護福祉士

介護を必要とする幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力



1. 尊厳を支えるケアの実践
2. 現場で必要とされる実践的能力
3. 自立支援を重視し、これからの介護ニーズ、政策にも対応できる
4. 施設・地域（在宅）を通じた汎用性ある能力
5. 心理的・社会的支援の重視
6. 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状況の変化に対応できる
7. 多職種協働によるチームケア
8. 一人でも基本的な対応ができる
9. 「個別ケア」の実践
10. 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
11. 関連領域の基本的な理解
12. 高い倫理性の保持

Ⅲ 授 業

1. セメスター制について

本校では、1つの学年を4月～9月の春セメスター(前期)と10月～3月の秋セメスター(後期)という2つのセメスター制を採用しています。2学年全体は第1～第4の4つのセメスターからなります。

◆セメスター(学期)制とは◆

15週(6ヶ月)を単位に、1年間を春セメスターと秋セメスターに分け、学期ごとに履修登録から単位認定まで完結させる制度です。

	4月～9月 春セメスター	10月～3月 秋セメスター
1年次	第1セメスター	第2セメスター
2年次	第3セメスター	第4セメスター

2. 単位と授業時間・授業回数

本校の教育課程は単位制を採用しています。

◆単位制とは◆

卒業要件を取得単位数で表す制度です。ここで単位とは、学修の質と量の基準を一つのまとまりとして表すもので、科目ごとに単位数が決められています。

本校が学則に定める1単位当りの授業時間は、以下の通りです。

☞講義・演習については15～30時間で1単位

☞実験・実習・実技については30～45時間で1単位

この時間には教室での授業時間のほか、事前・事後の自己学習の時間が含まれ、それぞれの授業において、随時、授業時間外に行う課題が出されます。

☞2単位30時間の講義科目の場合、教室での授業回数は15回(15コマ)

☞1単位15時間の講義科目の場合、教室での授業回数は8回(8コマ)

3. 授業時間帯

☞昼休み(月・火・木・金)は、時間割により3時限目または4時限目になります。

☞1時限目開始前に礼拝を行います。

☞その日の最終授業終了後におわりの会を行います。

☞7時限目(月・火・木・金)と6時限目(水)には、通常の授業は入りません。ただし補講などが入る場合があります。

【授業時間帯】

月・火・木・金曜日		水曜日・(土曜日)	
礼拝	8:30～8:45	礼拝	8:30～8:45
1時限目	8:50～10:10	1時限目	8:50～10:10
2時限目	10:25～11:45	2時限目	10:25～11:45
3時限目	11:55～13:15	(昼休み)	11:45～13:00
4時限目	13:25～14:45	3時限目	13:00～14:20
5時限目	15:00～16:20	4時限目	14:35～15:55
6時限目	16:35～17:55	5時限目	16:10～17:30
(7時限目)	18:05～19:25	(6時限目)	17:40～19:00
おわりの会	その日の最終授業終了後	おわりの会	その日の最終授業終了後

4. 授業時間・教室の変更、休講	①授業時間・教室の変更、休講は専門学校棟の「掲示板」に掲示されるほか、メールの転送設定をしている学生には携帯電話にも配信されます。 ②休講の掲示がないにもかかわらず、授業開始後 30 分以上経過しても担当教員が入室しない場合は、教務事務センターに連絡し、その指示に従ってください。 ③交通ストライキ、悪天候(台風)などにより交通機関(JR、遠州鉄道等)が停止した場合、また静岡県西部地方または愛知県東三河地方に暴風警報(大雨、洪水警報のみの場合は除く)が発令された場合は休講になります。
5. 補講	授業は時間割に基づいて進められていきますが、休講などの事情により、講義の進行が予定よりも遅れた際には、「授業予備日」もしくは「月・火・木・金曜日の 7 時限目、水曜日の 6 時限目」等に補講を行うことがあります。補講の日時・教室などについては掲示により通知します。
6. 欠席の届出	①父母、祖父母、兄弟姉妹の忌引きや事故で欠席する場合 忌引き、公の証明書のある事故などによる欠席は、出席として扱います。「公欠願」を教務事務センターへ提出してください。 ②病気その他のやむを得ない事由により授業を 1 週間以上欠席する場合 科目担当教員へ自分で事前(または事後)に申し出て、「欠席届」を教務事務センターへ提出してください。なお、長期に欠席しなければならない場合は、教員、学生サービスセンターに連絡をしてください。 <u>「公欠願」「欠席届」は教務事務センターのホームページからダウンロードできます。</u>
7. インフルエンザ等による出席停止	インフルエンザ、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)などの学校感染症と診断された場合は、学校保健安全法の定めにより出席停止となります。 ①授業期間：電話で健康管理センターまたは教務事務センターに連絡する。 試験期間：電話で教務事務センターに連絡する。 実習期間：実習担当教員に連絡する。 上記以外：電話で教務事務センターに連絡する。 ②感染の恐れがないと医師が認めるまで出席停止とする。 ③完治し出席を再開する際に「治癒証明書」を教務事務センターに提出する (実習期間中は実習担当教員の指示に従う)。 ※出席停止となった授業は公欠にはなりませんが、本人の不利益にならないよう科目責任者、実習指導担当教員が追実習等その措置を判断します。
8. 授業・実習中の事故・けが等	授業中や実習中に自分がケガをしてしまった、他人にケガを負わせてしまった、備品等を壊してしまったなどの場合は、保険の対象になることがありますので、必ず学生サービスセンターに連絡してください。
9. 各種書類について	各種書類(届出・願・証明書・申請書)については、ホームページや各センターで取得できます。不明な場合は、お気軽にお問い合わせください。

IV 試 験

1. 受験資格

試験の受験資格は以下の要件を満たした者に対して与えられます。

- ①各科目の実授業時間数の3分の2以上出席していること。
(実習については別の定めによります。)
- ②授業料の滞納がなく、休・停学中でないこと。

履修した科目の受験資格は、所定の期間(おおむね試験期間初日の1週間前から)に教務事務センターのホームページで確認することができます。

2. 試験の種類

試験には、**定期試験**、**追試験**、**再試験**があり、筆記試験、実技試験、またはレポートによって行われます。また、平素の学修状況、定期試験以外で授業時間内に行われる試験、あるいは課題提出によってよみ替えることもあります。

追試験、再試験の願い出の手続きは決められた期日までに本人が行います。手続きには試験料が必要です。手続き時に受験票を発行するので、必ず受験時に携帯してください。

追試験・再試験 試験料 1科目につき1,000円

定期試験 各学期(セメスター)末の定期試験期間に行われる試験です。

追試験 下記の理由により定期試験を欠席した学生に対して行う試験です。
原則として当該科目の試験開始以前に教務事務センターに連絡を行った者を対象とします。

欠席理由	提出する証明書等
天災その他の非常災害	被災証明書
交通機関の突発事故	事故証明書
負傷または疾病	医師の診断書
二親等内の親族の死亡による忌引き	会葬礼状等
その他特別な事情	理由書

再試験 不合格となった学生に対して行われることがある試験です。
教務事務センターで所定の手続き(「**再試験受験願**」を提出)を経て受けることができます。

3. 受験心得

受 験 心 得
①学生証を机上の見えやすい所に置く。学生証を忘れた場合は、教務事務センターで当日限り有効の仮学生証の発行を受ける。 ②あらかじめ席が指定されている場合は、指定の席で受験する。席が指定されていない場合は、試験監督者の指示に従う。 ③試験開始後 25 分以内の遅刻者には入室を許可する場合がある。 ④机上には、学生証と筆記用具のみを置き、それ以外のもの(ペンケース・下敷きを含む)は、かばんに入れ、かばんの口を閉じた上で椅子の下にしまう。 ただし、 ■持ち込み・閲覧物が認められている試験の場合、許可されたものを机上に置くことができる。 ■時計を机上に置くことはできるが、携帯電話を時計がわりに使用することはできない。 ⑤試験開始後 30 分を経過した後は退室を認められる場合がある。一旦退室した後は、その科目の試験終了まで再入室できない。 ⑥途中退室の際は、答案を裏返しにして机上に置く。 ⑦途中退室も含め、退室時には必ず学生証を持って退出する。 ⑧退室の際、答案を試験室外に持ち出した場合、当該科目は不合格となるので注意する。 ⑨回収指示の出ている問題用紙を持ち帰らないよう注意する。 ⑩その他 試験を欠席せざるをえない事態が生じた場合には、必ず当該試験の開始以前に教務事務センターに連絡する。(☎ 0 5 3 - 4 3 9 - 1 4 3 3)

4. 試験における不正行為の取り扱い

不正行為を行った学生に対しては、当該学期のすべての授業科目の単位を認定しません。

試験における不正行為とは

- ①人に受験させ、または受験を依頼すること。
- ②試験時間中に試験内容に関する記載・記録のある物品(試験場における配布物及び持ち込み・閲覧が認められた物品を除く)を見ること。(いつでも容易に見ることができる状態を意図的に作り出す行為を含む。)
- ③試験時間中に試験内容に関する記載・記録のある物品(試験場における配布物及び持ち込み・閲覧が認められた物品を除く)を他の学生に見せること。(いつでも容易に見ることができる状態を意図的に作り出す行為を含む。)
- ④試験時間中に他の学生の解答用紙の記載内容を書き写すこと。
- ⑤試験時間中に他の学生に対し問題用紙・解答用紙の記載内容を見せること。
- ⑥試験時間中に他の学生と試験内容に関して情報をやりとりすること。
- ⑦試験がレポートにより行われる場合に、他人の文章(他の学生等が作成したもの、文献やインターネット上のもの等)を自分が作成したものと偽り、または出典を明示せずに提出すること。

上記のほか、試験監督者の注意にもかかわらずその指示に従わない場合、その他公正な試験の実施を阻害すると認められる行為をした場合に不正行為とみなすことがあります。

5. 配慮の必要な学生への対応

特別な事情により学生が定期試験の際に配慮を希望する場合は、原則としてセメスター開始から 1 ヶ月以内に教務事務センターに申し出てください。

V 単位認定と成績評価

1. 単位の認定

授業科目の単位の認定は以下のように行われます。

①授業科目を履修する。

②授業科目責任者がシラバスに示してある「評価方法」に基づく成績評価の結果により所定の単位を認定する。

2. 成績の評価

①成績評価はS、A、B、C、Dの5段階で行い、D評価は不合格とします。

定期試験と追試験の評価基準(100点満点の場合)

S	100～90点
A	89～80点
B	79～70点
C	69～60点
D	59点以下

再試験の評価基準は、

C:60点以上、またはD:59点以下のみで、S、A、Bの評価はありません。

②一度修得した科目の評価は取り消すことができません。

③D評価となった科目の単位を取得するためにはその科目を再履修しなければなりません。

3. 成績の通知

成績の発表は、春セメスター開講科目は秋セメスター開始時、秋セメスター開講科目については次年度の春セメスター開始時に成績表を配布して行います。

成績表を受け取った際に、科目の成績表示がない場合は、すみやかに教務事務センターに問い合わせてください。

4. 保護者への成績表の開示

保護者に対して学修の状況をお知らせするために、春セメスターと秋セメスター合わせた成績表を年に1回送付します。郵送の時期は次年度の4月です。その他、毎年、開催する保護者懇談会に出席の保護者には、希望により成績表を開示して学修状況の説明をしています。

保護者への成績表の開示・送付については、個人情報保護の観点から、保護者と学生本人の了解のもとに行うことになっています。保護者と学生の双方またはいずれかが成績表の開示を望まない場合には保護者に対して成績表の開示・送付はしません。

保護者との相談の結果、送付を希望しない場合は、申出書に保護者・入学予定者連署でその旨記入の上、教務事務センターに提出してください。申出書の様式は教務事務センターにあります。申出書が提出されない場合は、保護者に対して成績表を開示・送付することに同意したものと取り扱います。

5. 成績評価等に関する調査願制度

履修している科目の成績評価等(試験の評価・評価方法、受験資格、再試験、追試験など成績評価及び評価に関わる事項)に関して質問・疑義等がある場合には、科目担当の先生等から説明を受けることができます。

成績評価等に関して質問や疑義等がある場合には、まずは科目担当の先生(科目担当者が非常勤講師の場合には教務事務センター)に確認を行ってください。確認をしてもなお質問や疑義等があり、成績評価等に関する調査を希望する場合には、「成績評価等調査願に関する申し合せ」に従い調査手続きをとることができます。

手続きについては、教務事務センターに申し出てください。

6. G P A 制度について

本校では、G P A (Grade Point Average) 制度を導入しています。G P A 制度は、学力を測る指標として諸外国でも用いられており、合格した科目だけでなく、不合格や履修放棄の科目も成績算出対象となるのが大きな特徴です。従って学生のみなさんは自分の履修(登録)に対して、より真剣に取り組むことが求められます。

G P A 制度の導入により、学生のみなさんが自分の目標に向かい科目履修を行なう中で、自身自身の成長をしっかり把握し、学習意欲の向上へと結びつくことを期待しています。

G P A 算出方法

$$G P A = \frac{\sum (G P \times \text{その科目の単位数})}{\text{総履修登録単位数(不合格科目含む)}}$$

$$G P = \frac{T S - 55}{10} \quad \text{※ } T S : \text{科目の点数}$$

☞ 点数が 59 点以下になった科目は G P = 0

☞ 再試験で合格となった科目は G P = 0.5

VI 科目等履修制度

1. 意義

本校では、専門学校の授業に加え、聖隷クリストファー大学の科目等履修制度を利用して、大学の教養科目を受講することができます。そして、科目等履修により取得した単位を本校学則第13条に基づき、本校の単位として認定します。大学の授業を受講することにより、専門学校の指定科目以外にも深い教養を身につけ、いろいろな人との出会いを経験し、人間性を高めることができます。また大学編入学にもつながる学びが得られます。

科目履修が可能な授業科目

社会学、法学、経済学、現代コミュニティ論、レクリエーション概論、臨床心理学

2. 履修登録について

科目等履修を希望する者は、登録期間中に教務事務センターで手続きを行ってください。

登録期間	詳細については教務事務センターからお知らせします。
手続き	教務事務センターに「科目等履修生願書」を提出してください。
出願料・履修料	無料

聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校学則

第 1 章 総 則

- (名称)
- 第 1 条 この専修学校は、聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校(以下、「本校」という。)という。
- (位置)
- 第 2 条 本校は、静岡県浜松市北区三方原町 3453 番地に置く。
- (目的)
- 第 3 条 本校は、キリスト教精神による生命の尊厳と隣人愛に基づき人格を陶冶すると共に、介護福祉に必要な専門的知識、技術及び態度と愛の精神が統合された有為な職業人を育成して、社会の福祉に寄与することを目的とする。
- (自己点検・評価)
- 第 4 条 教育水準の向上を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。
2. 自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。
- (課程、学科、定員、学級数、修業年限及び入学資格)
- 第 5 条 課程、学科及び学生の定員については、次のとおりとする。
- | 課 程 | 学 科 | 昼夜別 | 入学定員 | 学級数 | 修業年限 | 総定員 |
|-----------------|--------|-----|------|------|------|------|
| 教育・社会福祉
専門課程 | 介護福祉学科 | 昼間 | 40 名 | 1 学級 | 2 年 | 80 名 |
2. 本校に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
 - (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
 - (7) 修業年限が 3 年以上の専修学校の高等課程を修了した者
 - (8) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、本校が高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたもの
 - (9) 本校の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、18 歳に達したもの
- (在学期間)
- 第 6 条 在学期間は 4 年を超えることはできない。但し、休学期間は在学期間に算入しない。

第 2 章 学年、学期及び休業日

- (学年)
- 第 7 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- (学期)
- 第 8 条 学年を次の 2 期に分ける。
- (1) 前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで
 - (2) 後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
- (休業日)
- 第 9 条 休業日は、次のとおりとする。
- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する日
 - (3) 春期休業 3 月中旬から 3 月末日までの約 2 週間
 - (4) 夏期休業 8 月上旬から 9 月中旬までの約 1 か月
 - (5) 冬期休業 12 月下旬から 1 月上旬までの約 2 週間
- 2. 必要がある場合は、校長は前項の休日を変更し、また休業日に授業を行うことができる。
 - 3. 第 1 項に定められるもののほか、校長は臨時の休業日を定めることができる。

第 3 章 教育課程等

- (教育課程及び授業時数)
- 第 10 条 本校の教育課程は、別表のとおりとする。
- (授業時間)
- 第 11 条 授業時間は、午前 8 時 50 分から午後 5 時 55 分を基本とする。
- (各授業科目の単位数)
- 第 12 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。
- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本校が定める授業時数をもって 1 単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本校が定める授業時数をもって 1 単位とする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる授業科目については、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めることができる。
- (専修学校以外の教育施設等における学修)
- 第 13 条 本校が教育上有益と認めるときは、大学又は短期大学等における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなすことができる。
- 2. 前項により本校における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、本校の課程の修了に必要な総授業時数の 2 分の 1 を超えないものとする。
- (入学前の授業科目の履修等)
- 第 14 条 教育上必要と認めるときは、本校に入学する前に行った他の専修学校の専門課程における授業科目の履修並びに前条に規定する学修を、本校の授業科目の履修とみなすことができる。

2. 前項により本校における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、本校において履修した授業時数以外のものについては、前条により本校における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて本校の課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。

第4章 入学、退学、休学、転学等

(入学時期)

- 第15条 本校の入学時期は、学年の始めとする。

(入学手続)

- 第16条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載し、第33条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前項の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、第34条に定める入学金を添え所定の入学手続をとらなければならない。

(退学)

- 第17条 退学しようとする者は、その事由を記載した保証人連署の願い出書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(再入学)

- 第18条 願い出により退学した者が再入学を希望するときは、校長は、特別の理由があると認めるときに限り、これを許可することができる。

(休学)

- 第19条 病気又はやむを得ない事由によって、3か月以上休学しようとする者は、その事由を記載した保証人連署の願い出書を提出し、校長の許可を受けなければならない。但し、病気による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2. 校長は3か月以上1年以内の期間で、休学を許可することができる。
3. 休学の期間を延長しようとするときは、あらかじめ、校長の許可を得なければならない。
4. 休学の期間は通算2年を超えることはできない。

(復学)

- 第20条 休学中の者が復学しようとするときは、その理由を記載した保証人連署の願い出書を提出し、校長の許可を受けなければならない。但し、病気による場合は医師の診断書を添えなければならない。

(転学)

- 第21条 転学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(転入学)

- 第22条 本校への転入学を希望する者がいるとき、校長は、教育上支障がない場合に限り、転入学を許可することができる。

2. 転入学を認める場合は、第13条及び第14条の規定を適用する。

(出席停止)

- 第23条 校長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第

114 号)その他感染症の予防に関して規定する法律に定める感染症にかかり、又はそのおそれのある学生に対して、出席停止を命ずることができる。

(除籍)

第 24 条 校長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合は学生を除籍することができる。

- (1) 所定の最長在学期間を超えた者
- (2) 所定の休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 長期にわたり行方不明の者
- (4) 正当な理由なく所定の期日までに授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第 5 章 成績評価、課程の修了及び卒業

(成績評価)

第 25 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。但し、平素の成績またはレポートの評価をもって試験に代えることができる。

2. 試験の受験資格は、各科目の時間数の 3 分の 2 以上出席した者に与える。但し、介護実習については、科目の時間数の 5 分の 4 以上の出席を要する。
3. 授業科目の単位は、第 10 条別表に定めるところによる。
4. 授業科目の評価は S、A、B、C、D をもって表し、C 以上を合格とし、D を不合格とする。

(卒業及び課程の修了の認定)

第 26 条 前条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は、卒業及び課程の修了の認定を行う。

2. 卒業及び課程の修了の認定に必要な修得単位数は、95 単位以上とする。

(卒業証書の授与)

第 27 条 校長は、所定の全課程を修了したと認めた者には、修了した課程の名称及び修業年限を記載した卒業証書を授与するとともに、専門士(教育・社会福祉専門課程)の称号を付与する。

第 6 章 教職員組織

(教職員組織)

第 28 条 本校に次の教職員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 校長 | 1 人 |
| (2) 副校長 | 1 人 |
| (3) 専任教員 | 3 人以上 |
| (4) 事務職員 | 1 人以上 |
| (5) 学校医 | 1 人 |

(教職員会)

第 29 条 教学に関する重要な事項を審議するため、本校に教職員会を置く。

2. 教職員会は校長、副校長、専任教員及び事務職員をもって構成し、必要な場合はその他の教職員を加えることができる。

3. 教職員会の審議事項は、次の通りとし、審議に基づき校長が最終決定を行う。
 - (1) 学則の改正及び教学に関する規程の制定及び改廃に関すること
 - (2) 学生の入学、退学、試験、卒業に関すること
 - (3) 学生の賞罰に関すること
 - (4) その他本校の教育に関する重要な事項

第 7 章 賞 罰

(表彰)

第 30 条 校長は、学業、人物その他について優秀な学生を表彰することができる。

(懲戒)

第 31 条 教育上必要があると認める場合、校長は、教職員会の議を経て学生を懲戒をすることができる。

2. 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
3. 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する場合に限る。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 8 章 授業料、入学検定料及び入学金

(授業料等)

第 32 条 本校の授業料等の学費の種類及び金額は次のとおりとする。学費は、社会情勢によって次の年度に進むとき変更することがある。

区分	金額
授業料	580,000 円(年額)
施設維持費	100,000 円(年額)
実習費	100,000 円(年額)

2. 授業料等は、学期ごと学校の指定する期日までに納入するものとする。
3. 授業料等を期限内に納入しないときは、学校は期限を附し督促するものとする。
4. 校長は、前項の督促をしてもなお授業料を納入しないときは、特別の事情のある場合を除き、その者を出席停止又は除籍することができる。
5. 授業料等は、停学中であっても納入しなければならない。
6. 退学または転学する場合は、その日の属する学期の授業料等を納入しなければならない。
7. 各学期のすべての日を休学する場合は、授業料等の半額を免除する。
8. 学期の途中で復学した場合は、復学した当該期の授業料等を全額納入しなければならない。

(入学検定料)

第 33 条 入学を志願する者は、入学検定料 20,000 円を納付しなければならない。

2. 入学検定料の納付は、入学願書提出時と同時に行うものとする。

(入学金)

第 34 条 入学を許可された者は、定められた期間内に入学金 200,000 円を納付しなければならない。

2. 校長は、入学を許可した者が前項の入学金を期限内に納入しないときは、入学許可を取り消すことができる。

(返還)

第 35 条 既に納付した入学検定料、入学金、授業料及び施設維持費は、原則として返還しない。但し、第 32 条第 7 項に該当する場合はこの限りではない。

2. 入学者選抜試験に合格し入学金、授業料等を納入した者のうち、やむを得ない事由により、所定の手続きに則り本校が定める期限までに入学辞退を申し出た者については、入学金を除く授業料等の納入金を返還するものとする。

(授業料の減免等)

第 36 条 校長は、特別の事情があると認めた者には、授業料等を減免することができる。

2. 聖隷学園執行役員会が特待生と認めた者に対しては、第 32 条に規定する授業料の全額、または半額を減免することができる。
3. 授業料減免に関する取り扱いについては、特待生規程細則による。

第 9 章 雑 則

(健康診断)

第 37 条 学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)の規定に基づき、健康診断を毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

(細則)

第 38 条 この学則の施行上必要な細則は、校長が別に定める。

(変更)

第 39 条 この学則の変更は、教職員会の意見を聴いて理事会が行う。

附則 1. この学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則 1. この学則は平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

平成 30 年 3 月の教育・社会福祉専門課程介護福祉学科卒業生から適用する。

別表 教育課程表

区分		授業科目	単位数		授業時間数	
			必修	選択	1 年	2 年
人間と社会領域	人間の尊厳と自立	人間の尊厳と自立	2		30	
	人間関係とコミュニケーション	人間関係とコミュニケーション	2		30	
	社会の理解	社会の理解Ⅰ	2		30	
		社会の理解Ⅱ	2			30
	人間と社会に関する選択科目	聖隷の理念と介護福祉教育	2		30	
		キリスト教概論	2		30	
		国語表現基礎	2		30	
		情報処理基礎	2		30	
介護領域	介護の基本	介護の基本Ⅰ	2		30	
		介護の基本Ⅱ	2		30	
		介護の基本Ⅲ	2			30
		介護の基本Ⅳ	2			30
		介護の基本Ⅴ	2			30
		介護の基本Ⅵ	2			30
	コミュニケーション技術	コミュニケーション技術Ⅰ	2		30	
		コミュニケーション技術Ⅱ	2			30
	生活支援技術	生活支援技術基礎Ⅰ	2		60	
		生活支援技術基礎Ⅱ	2		60	
		生活支援技術Ⅰ	2			60
		生活支援技術Ⅱ	2			60
		生活支援技術Ⅲ	2			30
		生活支援技術Ⅳ	2			30
	介護過程	介護過程基礎論Ⅰ	2		30	
		介護過程基礎論Ⅱ	2		30	
		介護過程展開法Ⅰ	2			30
		介護過程展開法Ⅱ	2			30
		介護過程展開法Ⅲ	2			30
	介護総合演習	介護総合演習Ⅰ	1		30	
		介護総合演習Ⅱ	1		30	
		介護総合演習Ⅲ	1			30
		介護総合演習Ⅳ	1			30
	介護実習	介護実習Ⅰ	2		90	
		介護実習Ⅱ	4		180	
		介護実習Ⅲ	4			180

区分		授業科目	単位数		授業時間数	
			必修	選択	1 年	2 年
こころとからだのしくみ領域	発達と老化の理解	発達と老化Ⅰ	2		30	
		発達と老化Ⅱ	2			30
	認知症の理解	認知症の理解Ⅰ	2		30	
		認知症の理解Ⅱ	2			30
	障害の理解	障害者福祉論	2			30
		障害の理解	2		30	
	こころとからだのしくみ	こころとからだⅠ	2		30	
		こころとからだⅡ	2		30	
		こころとからだⅢ	2			30
		こころとからだⅣ	2			30
ケア領域 医療的	医療的ケア	医療的ケアⅠ	2		30	
		医療的ケアⅡ	2		30	
		医療的ケアⅢ	1			30
教養科目領域	専門学校独自開講科目	健康長寿と運動	1		15	
		音楽心理学	1		15	
	教養科目※	社会学		2	30	
		法学		2	30	
		経済学		2	30	
		現代コミュニティ論		2	30	
		レクリエーション概論		2	30	
		臨床心理学		2	30	
卒業に必要な総単位数および総時間数			95		1920	

※聖隷クリストファー大学の科目等履修により取得した単位を学則第13条に基づき本校の単位として認定する。